請願・陳情文書表(その1)

(陳 情)

陳情第3号

市ホームページ等を活用した行政情報の周知の結果検証に関する陳情(その1)(不採択)

(陳情の趣旨)

青森市ホームページのリニューアルとともにウエブアクセシビリティの向上が認められるが、昨年 12 月議会に提出した陳情に対して、行政情報の周知に関する行政側の説明では現状の取り組みが議会に示されただけで、議会側の結果の検証が何ら行われていないことが議事録から読み取れる。例えば、行政が市ホームページで周知を図っていると説明した場合、議会はその結果に関して問い、検証しなければならない。

市ホームページ等を活用した行政情報の周知に関しての取り組みは、告知ページの閲覧数やトップページからの閲覧ルートの解析等を検証して初めて価値がはかられるものである。

「見たくなる議会」という目標を掲げる長崎市議会では、議会フェイスブックの運用を開始した平成26年6月以降、長崎市議会ホームページへのアクセス件数が月平均3000件程度前年に比べ増加しているのが確認されている。取り組みにはその結果を数値で検証することが最低限求められる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・市は、議会に対して市ホームページ等を活用した行政情報の周知に関する取り組みの説明をする際には、結果としてどの程度市ホームページへのアクセス件数が伸びたのか、また、どのような閲覧傾向が見られたのかを必ず報告すること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2 - 5 エバーグリーン 305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第4号

市ホームページ等を活用した行政情報の周知の結果検証に関する陳情(その2)(不採択)

(陳情の趣旨)

青森市ホームページのリニューアルとともにウエブアクセシビリティの向上が認められるが、昨年 12 月議会に提出した陳情に対して、行政情報の周知に関する行政側の説明では現状の取り組みが議会に示されただけで、議会側の結果の検証が何ら行われていないことが議事録から読み取れる。例えば、行政が市ホームページで周知を図っていると説明した場合、議会はその結果に関して問い、検証しなければならない。

市ホームページ等を活用した行政情報の周知に関しての取り組みは、告知ページの閲覧数やトップ

ページからの閲覧ルートの解析等を検証して初めて価値がはかられるものである。

「見たくなる議会」という目標を掲げる長崎市議会では、議会フェイスブックの運用を開始した平成26年6月以降、長崎市議会ホームページへのアクセス件数が月平均3000件程度前年に比べ増加しているのが確認されている。取り組みにはその結果を数値で検証することが最低限求められる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・市は、市ホームページ等を活用した行政情報の周知の取り組みの際に、事前にアクセス件数等の数 値目標を公表すること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第5号

市ホームページ等を活用した行政情報の周知の結果検証に関する陳情(その3)(不採択)

(陳情の趣旨)

青森市ホームページのリニューアルとともにウエブアクセシビリティの向上が認められるが、昨年 12 月議会に提出した陳情に対して、行政情報の周知に関する行政側の説明では現状の取り組みが議会に示されただけで、議会側の結果の検証が何ら行われていないことが議事録から読み取れる。例えば、行政が市ホームページで周知を図っていると説明した場合、議会はその結果に関して問い、検証しなければならない。

市ホームページ等を活用した行政情報の周知に関しての取り組みは、告知ページの閲覧数やトップページからの閲覧ルートの解析等を検証して初めて価値がはかられるものである。

「見たくなる議会」という目標を掲げる長崎市議会では、議会フェイスブックの運用を開始した平成26年6月以降、長崎市議会ホームページへのアクセス件数が月平均3000件程度前年に比べ増加しているのが確認されている。取り組みにはその結果を数値で検証することが最低限求められる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・市は、市ホームページ等を活用した行政情報の周知の取り組みの際には、それが市民に対して実際に効力を発揮したのかどうかを検証するため、市ホームページ等に対し一定数の市民からの意見のフィードバックを行い、議会に説明する際には必ず「このことについては広報や市ホームページで周知に取り組んでいるが、当初市民から100件のフィードバック取得を目標としたものの、市民からは『結局内容がわからない』、『知りたい情報になかなかたどり着けない』、『広報に書いてあることに気づかなかった』というような感想が14件寄せられており、わかりやすくなったという意見はそのうち2件であった」などのように結果の検証を含めた報告をすること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2 - 5 エバーグリーン 305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第6号

行政のパソコン更新に関する陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

行政で使用しているパソコンが老朽化するたびに新しいパソコンを購入する経費が発生するが、その 経費の半分程度が高価なマイクロソフトオフィスライセンス料である。

茨木県龍ヶ崎市では、パソコン更新時にライセンス料が発生しないオープンオフィスを導入することによって、ライセンス経費を約2000万円抑制することに成功している。

オープンオフィスは、従来のマイクロソフトオフィスとも高い互換性があることで多くの自治体や企業で導入されているため、青森市でも検討すべきである。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・茨木県龍ヶ崎市の事例を参考に、行政・議会で使用しているパソコンについては、更新時にオープンオフィスを導入することによる経費削減を行うことを前提に、書類作成を随時オープンオフィスで代替していくこと。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第7号

投票所の増設に関する陳情(その1)(不採択)

(陳情の趣旨)

青森市の投票率は全国最低レベルであり、民主主義国家の地方自治体としてこれを放置することは絶対に許されない。

青森市は、行政・議会が一丸となって投票率の向上のためにあらゆる施策を講じなければならない。 その一環として、期日前投票の利用者数をふやす必要がある。

栃木市選挙管理委員会は、有権者の利便性を高め、投票率の上昇を狙うため、本年4月の統一地方選挙に伴いイオン栃木店に期日前投票所を設置すると発表しており、550万円の経費が見込まれるプレハブの仮設投票所を期日前の9日間設置する。

また、長野県松本市は駅構内に、愛媛県松山市は大学に期日前投票所を設置しているなど、多くの自治体でさまざまな取り組みが行われているが、青森市選挙管理委員会にはそういった努力が見えない。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・青森市選挙管理委員会は、地元ショッピングモールや大学等と連携し、市民生活の動線上となる場所に期日前投票所を設置すること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2 - 5 エバーグリーン 305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第8号

投票所の増設に関する陳情 (その2) (不採択)

(陳情の趣旨)

青森県の短命の最大の原因の1つに喫煙依存症があるが、喫煙防止対策は全国と比較して遅々として 進んでいないのが現状である。喫煙者が飲食店や路上で自由にたばこを吸い、受動喫煙は野放し状態で あることに加え、吸い殻のごみは散乱しており、観光の観点からもたばこ規制の必要性は高まる一方で あるのにもかかわらず、行政の意識は低いままである。

喫煙由来の医療保険費がたばこ税収入を上回っていることから、議会が率先して民意を吸い上げ、抜本的な改革に着手することで、結果的に税金の無駄を排除すべきである。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・青森市選挙管理委員会は、投票率向上の数値目標を発表すること。 平成 27 年 2 月 25 日

> 陳 情 者 青森市奥野三丁目 2 - 5 エバーグリーン 305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第9号

児童虐待防止対策に関する陳情(その1) (不採択)

(陳情の趣旨)

青森市を含む青森県中央児童相談所管轄では、平成23年度から平成25年度までの児童虐待の相談件数がおのおの200件程度であるようだが、全国的に相談件数が毎年うなぎ登りに増加していることを見れば、発生件数だけでなく、報告されていない隠れた虐待がまだ相当数存在するものと推測される。その原因としては、虐待の通報や虐待者本人からの相談に相当の心理的障害が残されていることや、児童相談所の目的とする活動が主に通報に依存していることが考えられる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・市は、現行の児童虐待相談員が、現在どのような相談内容に対してどのような活動実績があるのか を市ホームページで公開することで、相談者の心理的障害を取り除くこと。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2 - 5 エバーグリーン 305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第10号

児童虐待防止対策に関する陳情(その2)(不採択)

(陳情の趣旨)

青森市を含む青森県中央児童相談所管轄では、平成23年度から平成25年度までの児童虐待の相談件数がおのおの200件程度であるようだが、全国的に相談件数が毎年うなぎ登りに増加していることを見れば、発生件数だけでなく、報告されていない隠れた虐待がまだ相当数存在するものと推測される。その原因としては、虐待の通報や虐待者本人からの相談に相当の心理的障害が残されていることや、児童相談所の目的とする活動が主に通報に依存していることが考えられる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・市は、起きてしまった虐待だけではなく、虐待が起こる構造そのものを解消する包括的な児童保護 対策のため、望まない妊娠が引き起こす虐待の危険について、児童虐待相談員による市内の中学校・ 高校への出張講義を実施すること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2 - 5 エバーグリーン 305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第11号

児童虐待防止対策に関する陳情(その3) (不採択)

(陳情の趣旨)

青森市を含む青森県中央児童相談所管轄では、平成23年度から平成25年度までの児童虐待の相談件数がおのおの200件程度であるようだが、全国的に相談件数が毎年うなぎ登りに増加していることを見れば、発生件数だけでなく、報告されていない隠れた虐待がまだ相当数存在するものと推測される。その原因としては、虐待の通報や虐待者本人からの相談に相当の心理的障害が残されていることや、児童

相談所の目的とする活動が主に通報に依存していることが考えられる。 よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・虐待を受ける者だけではなく、虐待者自身やその周辺の人間も悩み、苦しみ、相談することをちゅうちょしている場合の対策として、誰にも知られず虐待に関する詳細な情報を得られるメールマガジンを子どもしあわせ課の事業として発行し、匿名相談のきっかけづくりを進めること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2 - 5 エバーグリーン 305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第12号

児童虐待防止対策に関する陳情(その4)(不採択)

(陳情の趣旨)

青森市を含む青森県中央児童相談所管轄では、平成23年度から平成25年度までの児童虐待の相談件数がおのおの200件程度であるようだが、全国的に相談件数が毎年うなぎ登りに増加していることを見れば、発生件数だけでなく、報告されていない隠れた虐待がまだ相当数存在するものと推測される。その原因としては、虐待の通報や虐待者本人からの相談に相当の心理的障害が残されていることや、児童相談所の目的とする活動が主に通報に依存していることが考えられる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・児童虐待の実態が広く知られていないために、虐待者本人が悪者扱いされたり、その根本原因に対策が打てないでいる現状を踏まえ、神奈川県川崎市の川崎市子どもを虐待から守る条例を参考に、虐待者本人の救済を含む包括的な児童保護条例を制定し、リーフレットで市民の認知度を高めること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第13号

児童虐待防止対策に関する陳情 (その5) (不採択)

(陳情の趣旨)

青森市を含む青森県中央児童相談所管轄では、平成23年度から平成25年度までの児童虐待の相談件

数がおのおの200件程度であるようだが、全国的に相談件数が毎年うなぎ登りに増加していることを見れば、発生件数だけでなく、報告されていない隠れた虐待がまだ相当数存在するものと推測される。その原因としては、虐待の通報や虐待者本人からの相談に相当の心理的障害が残されていることや、児童相談所の目的とする活動が主に通報に依存していることが考えられる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・海外の事例を参考に、大人の目線からは普通の家族写真に見え、子どもの目線からは子どもにあざ や傷がある写真と連絡を訴えるメッセージと電話番号が見える児童虐待防止パネルを街頭に設置し、 子ども自身からの連絡手段を確保すること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第14号

動物の殺処分削減に関する陳情(その1)(不採択)

(陳情の趣旨)

平成25年度に青森県動物愛護センターで保護された犬と猫は合計2533頭であったが、法律により、 保護から1週間以内にその8割ほどが殺処分されている。

殺処分のないドイツと比較すると、日本の殺処分の多さの原因は、生体販売の規制が緩いことと飼い 主の意識の低さにある。

市町村単位でも、毎日動物たちが殺されている悲惨な状況を周知する努力が必要だが、青森市のホームページで「殺処分」を検索したところ、検索結果には市が対策を行っているものはなかった。

殺処分に関しては県へ委任している現状にあるが、市民がみずからの生き方を選ぶためには、事実関係の広報は必要であると考える。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・市は、青森市内で販売されている犬と猫について、生体のおおよその個体数と、青森市内で保護された後に殺処分された生体の個体数を市が調査し、その結果を広報と市ホームページで公開すること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第15号

動物の殺処分削減に関する陳情(その2) (不採択)

(陳情の趣旨)

平成25年度に青森県動物愛護センターで保護された犬と猫は合計2533頭であったが、法律により、 保護から1週間以内にその8割ほどが殺処分されている。

殺処分のないドイツと比較すると、日本の殺処分の多さの原因は、生体販売の規制が緩いことと飼い 主の意識の低さにある。

市町村単位でも、毎日動物たちが殺されている悲惨な状況を周知する努力が必要だが、青森市のホームページで「殺処分」を検索したところ、検索結果には市が対策を行っているものはなかった。

殺処分に関しては県へ委任している現状にあるが、市民がみずからの生き方を選ぶためには、事実関係の広報は必要であると考える。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・市は、青森市内で販売されている犬と猫について、生体のおおよその個体数と、青森市内で保護された後に殺処分された生体の個体数調査結果を含む殺処分の現状を調査したものを小冊子にまとめ、 市内で営業している生体販売業者に対し、生体販売時の顧客とカウンセリングを行うことを求める こと。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第16号

議員質問対応調書の管理に関する陳情(その1)

(陳情の趣旨)

議員が一般質問で行政に尋ねた事項に関しては、その場で現状説明があるが、過去の質問事項に関して行政がどのように対応を進めているのか、それとも全くその場限りなのかが市民から見て全くわからない。

鳥取市議会では、議員質問に対する行政の対応をリアルタイムに更新する一覧表をホームページで公開している。

これによって、議員と行政、市民が議員質問の対応状況を共有することができ、議員も過去にさかの ぼって対応を尋ねることができるため、青森市議会も同様の情報公開をすることによって議会機能の向 上が期待できる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・鳥取市議会の取り組みを参考に、議会事務局が議員質問対応調書一覧表を作成し、議会ホームページで公開すること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2 - 5 エバーグリーン 305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第17号

議員質問対応調書の管理に関する陳情(その2) (不採択)

(陳情の趣旨)

議員が一般質問で行政に尋ねた事項に関しては、その場で現状説明があるが、過去の質問事項に関して行政がどのように対応を進めているのか、それとも全くその場限りなのかが市民から見て全くわからない。

鳥取市議会では、議員質問に対する行政の対応をリアルタイムに更新する一覧表をホームページで公開している。

これによって、議員と行政、市民が議員質問の対応状況を共有することができ、議員も過去にさかの ぼって対応を尋ねることができるため、青森市議会も同様の情報公開をすることによって議会機能の向 上が期待できる。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・議会と行政の適切な緊張関係構築のため、議員が過去の質問に対する現在の対応状況を尋ねる場合 は、質問の事前通告を必要としないこととすること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第18号

議案に対する市民の意見募集に関する陳情(その1)(不採択)

(陳情の趣旨)

二元代表制において、議会は首長に比べ多人数の議員の集合体であり、その強みはより多くの市民から多様な意見を集めることができる点である。

三重県四日市市議会では、定例会で審議されるあらゆる議案に対して事前に市民から意見を募集している。青森市議会ではこのような事前の意見募集はしていないと思われるが、より市民感覚に寄り添った議会運営のために、今後検討してはどうか。

議案に対して市民から多くの異論が示された場合、議会はその承認に慎重にならなければならない。 よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・議会事務局は、定例会で審議される議案が提出された時点で、その内容をホームページに公開し、 それぞれの議案に対する市民の意見を公募する旨をトップページで告知すること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第19号

議案に対する市民の意見募集に関する陳情(その2) (不採択)

(陳情の趣旨)

二元代表制において、議会は首長に比べ多人数の議員の集合体であり、その強みはより多くの市民から多様な意見を集めることができる点である。

三重県四日市市議会では、定例会で審議されるあらゆる議案に対して事前に市民から意見を募集している。青森市議会ではこのような事前の意見募集はしていないと思われるが、より市民感覚に寄り添った議会運営のために、今後検討してはどうか。

議案に対して市民から多くの異論が示された場合、議会はその承認に慎重にならなければならない。 よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・議会事務局は、寄せられた意見を一覧表にして委員会での審議の際に全議員に配付し、その実施を 市民にも告知すること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2 - 5 エバーグリーン 305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第20号

陳情の採択基準に関する陳情(その1)(不採択)

(陳情の趣旨)

現状では、陳情の採択はほとんどなく、納得のいく理由が示されないまま圧倒的に不採択が多いことから、議会は市民の声を反映させる気がないものと思われ、市民の不信感が高まっていることが推測される。このことは、市民にとっても議会にとっても不利益である。

兵庫県芦屋市議会では、ホームページでの陳情の審査結果の公開時に趣旨が妥当と認められるものは 採択、趣旨が妥当と認められないものは不採択との判断基準を併記しているため、陳情者に対しての一 応の誠意が感じられる。

また、これは実際に、陳情事項の実行が約束されるものを採択とするのではなく、陳情の趣旨が妥当と認められた場合、厳密な陳情事項そのものは実行不可能であっても採択とし、それにかわる対応をとるものと見られ、多様な市民の意見を反映させる上で、この程度の柔軟性が適当であると考えられる。よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・議会は、陳情の趣旨が妥当と認められた場合、厳密には陳情事項そのものは実行不可能であっても 採択とし、市または議会は、趣旨に沿ってそれにかわる対応を継続するものとすること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第21号

陳情の採択基準に関する陳情(その2)(不採択)

(陳情の趣旨)

現状では、陳情の採択はほとんどなく、納得のいく理由が示されないまま圧倒的に不採択が多いことから、議会は市民の声を反映させる気がないものと思われ、市民の不信感が高まっていることが推測される。このことは、市民にとっても議会にとっても不利益である。

兵庫県芦屋市議会では、ホームページでの陳情の審査結果の公開時に趣旨が妥当と認められるものは 採択、趣旨が妥当と認められないものは不採択との判断基準を併記しているため、陳情者に対しての一 応の誠意が感じられる。

また、これは実際に、陳情事項の実行が約束されるものを採択とするのではなく、陳情の趣旨が妥当と認められた場合、厳密な陳情事項そのものは実行不可能であっても採択とし、それにかわる対応をとるものと見られ、多様な市民の意見を反映させる上で、この程度の柔軟性が適当であると考えられる。よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・議会は、陳情の採択、不採択、継続審査の判断について事前に基準を設定して、議会ホームページ の請願・陳情の部分に追加表記すること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第22号

採択された請願・陳情の経過報告に関する陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

現在、青森市議会ホームページ上では、青森市議会で過去に採択となった請願・陳情の現在の対応状況を知ることができないため、その実効性に疑いが残る。

茨城県取手市議会ホームページでは、過去に採択された請願・陳情の現在の対応状況を追跡した一覧をホームページで公開している。

過去に採択された請願・陳情がしっかりと対応されていることを市民が知ることができれば、議会の 仕事に対する信頼が増していくはずである。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・議会は、過去に採択された請願・陳情に関する対応状況について追跡し、ホームページでの公開を 行うこと。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第23号

ホームレス対策に関する陳情(その1)(不採択)

(陳情の趣旨)

厚生労働省が実施しているホームレスの実態調査によると、青森県にはホームレスが存在する市町村は青森市のみで、その人数は3名とされている。

この3名に関しては、最低限の人間的生活を送る権利が憲法で保障されているため、社会復帰の支援 を市民全体で行うべきと考える。

適切な対策を行えば、青森市はホームレスを出さない町という地域ブランドを獲得することになり、 市民の誇りとなる。あらゆる世代に貧困が広がる青森市では、現在調査結果にあらわれないホームレス 予備軍がこの3名のほかにもいると考えられる。また、ホームレスの高齢化も進むため、今対策をとる べきである。

千葉県市川市では、公園等に臨時のまちかど健康相談所を設置し、保健師を配置してホームレスの健康や生活等の相談に応じている。また、民間アパートの一部を借り上げ、自立支援ハウスとして一時的に生活の場を提供し、ホームレスの自立を支援している。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・議会は、議会独自のホームレスの生活実態調査を検討すること。 平成 27 年 2 月 25 日

> 陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第24号

ホームレス対策に関する陳情(その2)(不採択)

(陳情の趣旨)

厚生労働省が実施しているホームレスの実態調査によると、青森県にはホームレスが存在する市町村は青森市のみで、その人数は3名とされている。

この3名に関しては、最低限の人間的生活を送る権利が憲法で保障されているため、社会復帰の支援 を市民全体で行うべきと考える。

適切な対策を行えば、青森市はホームレスを出さない町という地域ブランドを獲得することになり、 市民の誇りとなる。あらゆる世代に貧困が広がる青森市では、現在調査結果にあらわれないホームレス 予備軍がこの3名のほかにもいると考えられる。また、ホームレスの高齢化も進むため、今対策をとる べきである。

千葉県市川市では、公園等に臨時のまちかど健康相談所を設置し、保健師を配置してホームレスの健康や生活等の相談に応じている。また、民間アパートの一部を借り上げ、自立支援ハウスとして一時的に生活の場を提供し、ホームレスの自立を支援している。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・議会は、住居や就労に関して、直接ホームレス本人との面談により要望を聞き取る場を設定すること。

平成 27 年 2 月 25 日

陳 情 者 青森市奥野三丁目 2 - 5 エバーグリーン 305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第25号

ホームレス対策に関する陳情(その3)(不採択)

(陳情の趣旨)

厚生労働省が実施しているホームレスの実態調査によると、青森県にはホームレスが存在する市町村は青森市のみで、その人数は3名とされている。

この3名に関しては、最低限の人間的生活を送る権利が憲法で保障されているため、社会復帰の支援

を市民全体で行うべきと考える。

適切な対策を行えば、青森市はホームレスを出さない町という地域ブランドを獲得することになり、 市民の誇りとなる。あらゆる世代に貧困が広がる青森市では、現在調査結果にあらわれないホームレス 予備軍がこの3名のほかにもいると考えられる。また、ホームレスの高齢化も進むため、今対策をとる べきである。

千葉県市川市では、公園等に臨時のまちかど健康相談所を設置し、保健師を配置してホームレスの健康や生活等の相談に応じている。また、民間アパートの一部を借り上げ、自立支援ハウスとして一時的に生活の場を提供し、ホームレスの自立を支援している。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・議会は、1年をかけて数回の議会と市民の意見交換会を開催し、市民が募金する生活支援基金の設立など、ホームレスに対し行政、議会、市民がそれぞれに何ができるのかを話し合うこと。 平成27年2月25日

> 陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第26号

同性婚の婚姻届への対応に関する陳情(その1)(不採択)

(陳情の趣旨)

平成26年6月5日に、青森市に対して同性カップルが婚姻届を提出したところ、青森市は憲法第24条第1項を根拠に不受理とした。しかし、日本国憲法はそもそも国家権力の専横から国民を守ることを意義としているものであり、国民に直接適用されるものではない。

実際には、同性の婚姻が認められないのは民法によって規定されると考えられる。

青森市の婚姻届不受理は理由の妥当性に問題があり、取り消しすべきであると考える。

また、東京都渋谷区や世田谷区、神奈川県横浜市では、法的には認められない同性婚を両性婚と同等の権利が保障される形で証明書を発行する条例案を検討中である。

多様な市民の声を反映させる議会の使命を全うし、法律に違反せず、かつ性のマイノリティーにも他 と同じく幸福が訪れるよう柔軟な対応を願う。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・議会が同性婚をテーマに公聴会を開き、市民の意見を聞く場を設けること。 平成27年2月25日

> 陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会

陳情第27号

同性婚の婚姻届への対応に関する陳情(その2) (不採択)

(陳情の趣旨)

平成 26 年 6 月 5 日に、青森市に対して同性カップルが婚姻届を提出したところ、青森市は憲法第 24 条第 1 項を根拠に不受理とした。しかし、日本国憲法はそもそも国家権力の専横から国民を守ることを 意義としているものであり、国民に直接適用されるものではない。

実際には、同性の婚姻が認められないのは民法によって規定されると考えられる。

青森市の婚姻届不受理は理由の妥当性に問題があり、取り消しすべきであると考える。

また、東京都渋谷区や世田谷区、神奈川県横浜市では、法的には認められない同性婚を両性婚と同等の権利が保障される形で証明書を発行する条例案を検討中である。

多様な市民の声を反映させる議会の使命を全うし、法律に違反せず、かつ性のマイノリティーにも他 と同じく幸福が訪れるよう柔軟な対応を願う。

よって、以下の項目の実施を求める。

(陳情事項)

・議会は、市民との対話をもとに同性婚にも通常の婚姻と同等の権利を認める条例を提案すること。 平成 27 年 2 月 25 日

> 陳 情 者 青森市奥野三丁目2-5 エバーグリーン305 号室 青森のこれからを考える会 代表 倉内 一哉

陳情第30号

文書目録の速やかなる配置を求める陳情(不採択)

- 1. 青森市情報公開条例第 18 条では「実施機関は、開示請求をしようとする者が容易かつ的確に開示請求をすることができるよう、当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報の提供その他開示請求をしようとする者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。」と規定し、青森市情報公開条例逐条解説 55 ページの解釈では「『当該実施機関が保有する行政文書の特定に資する情報』とは、所管課が青森市文書編さん保存規程(平成 17 年青森市規程第5号)に基づき保管・保存している文書の目録等をいう。」と規定し、現に青森市役所本庁舎2階の情報公開コーナーに青森市役所各課の文書目録が配置されている。
- 2. 市に行政文書の開示を求める者は、情報公開コーナーに配置されている文書目録を頼りに行政文書 開示請求書を作成しているが、現時点で情報公開コーナーに配置されている文書目録は平成 24 年度 までのもので、平成 25 年度のものは配置されておらず、行政文書開示請求者は、行政文書の特定に 大いに苦慮している。平成 25 年度の文書目録は既に実質的には各課に存在しているものであり、行

政文書開示請求書に「平成 25 年度の文書目録」と書いて開示請求をすれば開示してもらえるが、行政文書の開示請求をするたびに文書目録の開示請求をするのは、行政文書開示請求者にとっては大変な負担である。

3. 総務部総務課では、今年度はシステムの関係でおくれていると言っているが、例年でも文書目録が 配置されるのは毎年 12 月から翌年1月と遅いため、今後は毎年度5月末までに前年度の文書目録を 情報公開コーナーに配置していただきたい。

(陳情事項)

文書目録を情報公開コーナーへ毎年5月末までに配置することの速やかな実施を求める。 平成27年2月26日

> 陳 情 者 青森市桜川四丁目8-2 三国谷 清一

陳情第31号

情報公開の具体的基準を定め、公表することを求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

- 1. リニューアル後の青森市ホームページの新着情報に掲載された行政組織図の部分をクリックしたところ、パソコンからパスワードを要求されたため、パソコンが不得意な私は、広報広聴課へ電話相談をした。広報広聴課の担当者は、「本来、青森市ホームページに掲載するべきではない情報なので削除します」と言い、実際に削除された。私は、行政組織図を見たかったのであり、削除を求めたものではない。行政組織図は本来公開されるべき情報であり、それを担当者レベルで開示・不開示を決めるのはおかしいと考える。行政組織図削除事件は氷山の一角で、青森市役所全体では、本来公開されるべき情報でありながら公表されていない情報がたくさんあると考える。
- 2. 青森市役所が保有している情報を市民に公表し、その中で公表できないものについては公表できない理由を明らかにするべきである。もしも保有する情報の全てを公表することが量的に難しいのであれば、最低限公表できない情報に関する基準を作成し、その基準を公表すべきである。
- 3. 鹿内市長の政策の基本である青森市新総合計画の中で、市民協働のまちづくりのためには市と市民との情報の共有が大事であるとうたっているが、現状は上記のとおり、青森市職員による厳しい情報管理がなされ、市民が知りたい情報がスムーズに入手できない仕組みである。市民が、何かのきっかけで青森市が保有する情報に関する情報を知ったとしても、それを見せてもらえるかどうかは青森市職員の腹一つというのでは、とても近代的な行政システムとはいえない。
- 4. 現行の青森市情報公開条例に基づく行政文書開示請求は、15 日の日数を要するため、それとは別に、 市民が知りたいときに知りたい情報を入手する仕組みを構築するべきである。

(陳情事項)

情報公開の具体的基準を定め、公表することを求める。

平成 27 年 2 月 26 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目8-2 三国谷 清一

陳情第32号

税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金を徴収する目的を明らかにすることを求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

- 1. 下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金については、青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及 び延滞金徴収条例に基づいて徴収することとされているが、今議会に提案されている青森市下水道条 例の一部を改正する条例の制定により、今後は「督促手数料は徴収しない、延滞金の計算方法は市税 の計算方法と統一とする」ことになるとのことだが、なぜ改正するのか明確な説明はない。
- 2. 今まで青森市では、下水道使用料に係る督促手数料及び延滞金については、ごく一部の例外を除き、 徴収してこなかったものであるが、税外諸歳入金たる下水道使用料については、他の税外諸歳入金と 同一歩調をとるという筋を保っていた。しかし、今回の改正は、その筋論をやめて、実質的にも下水 道使用料に係る督促手数料及び延滞金を徴収しなくてもよいことにする改悪である。そもそも延滞金 には、納期限を守らない者に対するペナルティー的要素もあるはずだが、今回の改正によれば、下水 道使用料が 2000 円未満の者は、督促手数料及び延滞金が一切かからないことになる。下水道使用料 未納額が 2000 円未満であれば、実質的に差し押さえや換価処分はできないため、未納者が得をする だけであり、不公平きわまりないと考える。ごくごく例外とはいえ、今まで督促手数料及び延滞金を 負担してきた者との均衡についてはどう考えているのか、市はきちんと説明をすべきである。
- 3. 青森市では、税外諸歳入金に係る督促手数料及び延滞金については、どのような考えに基づいて徴収していたのか明らかにしていただきたい。そして、税外諸歳入金たる下水道使用料が青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例から離れて、市税並みの計算方法を採用するとしているが、下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金を徴収する理由がどのように変わったのかを明らかにしていただきたい。督促手数料及び延滞金を免除する場合は、督促手数料及び延滞金の性格を考慮して判断するものと考えられるため、下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金の基本的な性格を明らかにすることは大事である。

(陳情事項)

市が、税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金を徴収する目的を明らかにすることを求める。 平成27年2月26日

> 陳 情 者 青森市桜川四丁目8-2 三国谷 清一

陳情第33号

下水道使用料未納者から督促手数料及び延滞金を徴収する理由を明らかにすることを求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

1. 下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金については、青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例に基づいて徴収することとされているが、今議会に提案されている青森市下水道条例の一部を改正する条例の制定により、今後は「督促手数料は徴収しない、延滞金の計算方法は市税

の計算方法と統一とする」ことになるとのことだが、なぜ改正するのか明確な説明はない。

- 2. 今まで青森市では、下水道使用料に係る督促手数料及び延滞金については、ごく一部の例外を除き、 徴収してこなかったものであるが、税外諸歳入金たる下水道使用料については、他の税外諸歳入金と 同一歩調をとるという筋を保っていた。しかし、今回の改正は、その筋論をやめて、実質的にも下水 道使用料に係る督促手数料及び延滞金を徴収しなくてもよいことにする改悪である。そもそも延滞金 には、納期限を守らない者に対するペナルティー的要素もあるはずだが、今回の改正によれば、下水 道使用料が 2000 円未満の者は、督促手数料及び延滞金が一切かからないことになる。下水道使用料 未納額が 2000 円未満であれば、実質的に差し押さえや換価処分はできないため、未納者が得をする だけであり、不公平きわまりないと考える。ごくごく例外とはいえ、今まで督促手数料及び延滞金を 負担してきた者との均衡についてはどう考えているのか、市はきちんと説明をすべきである。
- 3. 青森市では、税外諸歳入金に係る督促手数料及び延滞金については、どのような考えに基づいて徴収していたのか明らかにしていただきたい。そして、税外諸歳入金たる下水道使用料が青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例から離れて、市税並みの計算方法を採用するとしているが、下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金を徴収する理由がどのように変わったのかを明らかにしていただきたい。督促手数料及び延滞金を免除する場合は、督促手数料及び延滞金の性格を考慮して判断するものと考えられるため、下水道使用料未納者から督促手数料及び延滞金を徴収する理由を明らかにすることは大事である。

(陳情事項)

市が、下水道使用料未納者から督促手数料及び延滞金を徴収する理由を明らかにすることを求める。 平成27年2月26日

> 陳 情 者 青森市桜川四丁目8-2 三国谷 清一

陳情第34号

青森市下水道条例の一部を改正する理由を明らかにすることを求める陳情(不採択)

- 1. 下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金については、青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例に基づいて徴収することとされているが、今議会に提案されている青森市下水道条例の一部を改正する条例の制定により、今後は「督促手数料は徴収しない、延滞金の計算方法は市税の計算方法と統一とする」ことになるとのことだが、なぜ改正するのか明確な説明はない。
- 2. 今まで青森市では、下水道使用料に係る督促手数料及び延滞金については、ごく一部の例外を除き、 徴収してこなかったものであるが、税外諸歳入金たる下水道使用料については、他の税外諸歳入金と 同一歩調をとるという筋を保っていた。しかし、今回の改正は、その筋論をやめて、実質的にも下水 道使用料に係る督促手数料及び延滞金を徴収しなくてもよいことにする改悪である。そもそも延滞金 には、納期限を守らない者に対するペナルティー的要素もあるはずだが、今回の改正によれば、下水 道使用料が 2000 円未満の者は、督促手数料及び延滞金が一切かからないことになる。下水道使用料 未納額が 2000 円未満であれば、実質的に差し押さえや換価処分はできないため、未納者が得をする だけであり、不公平きわまりないと考える。ごくごく例外とはいえ、今まで督促手数料及び延滞金を

負担してきた者との均衡についてはどう考えているのか、市はきちんと説明をすべきである。

3. 青森市では、税外諸歳入金に係る督促手数料及び延滞金については、どのような考えに基づいて徴収していたのか明らかにしていただきたい。そして、税外諸歳入金たる下水道使用料が青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例から離れて、市税並みの計算方法を採用するとしているが、下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金を徴収する理由がどのように変わったのかを明らかにしていただきたい。督促手数料及び延滞金を免除する場合は、督促手数料及び延滞金の性格を考慮して判断するものと考えられるため、下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金の基本的な性格を明らかにすることは大事である。

(陳情事項)

市が、青森市下水道条例の一部を改正する理由を明らかにすることを求める。 平成27年2月26日

陳 情 者 青森市桜川四丁目8-2 三国谷 清一

陳情第35号

今回の下水道条例の改正により下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金の収入は どの程度と見込んでいるのかを明らかにすることを求める陳情(不採択)

- 1. 下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金については、青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及 び延滞金徴収条例に基づいて徴収することとされているが、今議会に提案されている青森市下水道条 例の一部を改正する条例の制定により、今後は「督促手数料は徴収しない、延滞金の計算方法は市税 の計算方法と統一とする」ことになるとのことだが、なぜ改正するのか明確な説明はない。
- 2. 今まで青森市では、下水道使用料に係る督促手数料及び延滞金については、ごく一部の例外を除き 徴収してこなかったものであるが、税外諸歳入金たる下水道使用料については、他の税外諸歳入金と 同一歩調をとるという筋を保っていた。しかし、今回の改正は、その筋論をやめて、実質的にも下水 道使用料に係る督促手数料及び延滞金を徴収しなくてもよいことにする改悪である。そもそも延滞金 には、納期限を守らない者に対するペナルティー的要素もあるはずだが、今回の改正によれば、下水 道使用料が 2000 円未満の者は、督促手数料及び延滞金が一切かからないことになる。下水道使用料 未納額が 2000 円未満であれば、実質的に差し押さえや換価処分はできないため、未納者が得をする だけであり、不公平きわまりないと考える。ごくごく例外とはいえ、今まで督促手数料及び延滞金を 負担してきた者との均衡についてはどう考えているのか、市はきちんと説明をすべきである。
- 3. 青森市では、税外諸歳入金に係る督促手数料及び延滞金については、どのような考えに基づいて徴収していたのか明らかにしていただきたい。そして、税外諸歳入金たる下水道使用料が青森市税外諸歳入滞納金督促手数料及び延滞金徴収条例から離れて、市税並みの計算方法を採用するとしているが、下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金を徴収する理由がどのように変わったのかを明らかにしていただきたい。督促手数料及び延滞金を免除する場合は、督促手数料及び延滞金の性格を考慮して判断するものと考えられるため、下水道使用料未納者から督促手数料及び延滞金を徴収する理由を明らかにすることは大事である。

4. 今回の下水道条例の改正により、下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金の収入はどの程度 と見込んでいるのかを教えていただきたい。

(陳情事項)

今回の下水道条例の改正により下水道使用料未納に係る督促手数料及び延滞金の収入はどの程度と 見込んでいるのかを明らかにすることを求める。

平成 27 年 2 月 26 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目8-2 三国谷 清一

陳情第36号

介護保険料未納者から督促手数料及び延滞金を徴収する理由、考え方を 公表することを求める陳情(不採択)

- 1. 年金生活者である陳情者は、生活費に困窮し、平成 26 年度第3期介護保険料7100 円を納期限までに納付できなかったところ、青森市から、平成 26 年 10 月 20 日付で平成 26 年度介護保険料督促状兼領収書(以下「本件督促状」という)が送付されて来た。本件督促状に記載されている延滞金に関する規定に納得がいかないため、青森県介護保険審査会会長宛に審査請求を行った。
- 2. 審査請求と併行し、青森市民としての義務を果たすべく、介護保険料を所管している高齢介護保険 課に介護保険料の納付相談をしたところ、延滞金については、平成 26 年度介護保険料納入通知書に 記載のとおり「納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年 9.20%の割合で計算した延滞金を納 付しなければなりません」と言われた。
- 3. 介護保険料と同様に税外諸歳入金である下水道使用料に係る延滞金については、督促状に記載されている指定納期限までに完納した場合は延滞金を徴収しないこととなっているため、介護保険料と下水道使用料とで延滞金の徴収方法に違いがある理由について質問したが、そのことについて納得できる明確な回答はなかった。しかし、介護サービスを制限されるのが怖いため本件督促状に係る介護保険料は納付した。
- 4. 生活困窮のため、その後も滞納したところ、平成27年2月20日付で平成26年度第7期介護保険料に係る平成26年度介護保険料督促状兼領収書が送付されて来たが、それには「納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、年9.10%の割合で計算した延滞金を納付しなければなりません。ただし、指定納期限までに完納した場合は徴収しません。」とただし書きが追加されていた。取り扱いが変更されたように感じたため、ただし書き追加の理由を聞いたが、内容に変わりはないとの説明であった。
- 5. 市の延滞金の割合は9.20%と驚くほど高いため、もしも従前から指定納期限までに完納した場合には延滞金が徴収されないのであれば、借りてでも支払っていたため、残念であった。
- 6. もしも延滞金の徴収方法を変更したのであれば、高齢介護保険課では市民にきちんと説明し公表すべきである。
- 7. 同じ税外諸歳入金である下水道使用料未納については、実質的に督促手数料及び延滞金を徴収していないことから、介護保険料未納者から督促手数料及び延滞金を徴収する理由、考え方を公表すべきである。

(陳情事項)

市が、介護保険料未納者から督促手数料及び延滞金を徴収する理由、考え方を公表することを求める。

平成 27 年 2 月 26 日

陳 情 者 青森市桜川四丁目8-2 三国谷 清一

陳情第37号

地域包括支援センター選定の公募を求める陳情(不採択)

(陳情の趣旨)

- 1. 青森市は、随意契約により平成 26 年度青森市地域包括支援センター運営業務委託契約を市内 11 事業者それぞれと締結し、総額 2 億 5758 万 1936 円の委託料を支出している。随意契約理由としては「本市では、地域包括支援センター設置・運営事業者の公募を行い、設置当時、地域包括支援センター運営協議会の役割を担っていた高齢者専門部会による厳正なる選考の結果、同者を選出したものである。」(「登録外業者との随意契約及び1人から見積書を徴する理由書」から抜粋。なお、この理由書は 11 事業者全て同じである)とあるが、市が公募し 11 事業者を選定したのは平成 17 年度であり、その後公募は行っておらず、情報開示された起案文書上では、11 事業者の地域包括支援センター運営業務遂行能力について検証された痕跡は何もない。
- 2. 平成 26 年度青森市地域包括支援センター運営業務委託契約書第 6 条では「受託者が委託業務の全部 又は一部を委託する場合は市長の承認を経ること」と規定しているが、高齢介護保険課の担当職員の 説明では、11 事業者のいずれからも再委託の承認申請はされていないにもかかわらず、現実には再委 託が行われているとのことであり、契約違反である。
- 3. 介護制度の根幹をなす地域包括支援センターの選定、運営は余りにずさんである。
- 4. 市は、平成27年度青森市地域包括支援センター運営業務委託契約に当たっては、公募して公平に委託事業者を選定するとともに、委託事業者に対しては市が定めたルールをきちんと守るように強く指導し、ルール違反の事業者に対しては契約解除を行うような強い覚悟を持ち、青森市民が安心して利用できる介護制度にすべきである。

(陳情事項)

地域包括支援センター選定に当たっては公募を行うことを求める。 平成27年2月26日

> 陳 情 者 青森市桜川四丁目8-2 三国谷 清一